

鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン （AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)）(案)

1．概要

(1) 品目名：鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン
商品名：AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)

(2) 用途：鳥インフルエンザ不活化ワクチン

本剤は、H5N2 亜型の培養ウイルス浮遊液をホルムアルデヒドで不活化したものを主剤とし、アジュバントとして軽質流動パラフィンを含む不活化ワクチンである。

(3) 有効成分：H5N2 亜型鳥インフルエンザウイルス

(4) 適用方法及び用量

10 日齢以上の鶏に、1 羽あたり 0.5mL を頸部中央又はそれより下部の皮下に 5～10 週の間隔で 2 回注射する。

なお、使用上の注意事項として、食鳥処理場出荷前 36 週間は注射しないとする休薬期間が設定されている。

(5) 諸外国における使用状況

当ワクチンの同等品が、メキシコ、グアテマラ及びエルサルバドルにおいて承認、販売されている。

2．残留試験結果

アジュバントの消長確認試験については、現在実施中であるが、本年 3 月に評価された国家備蓄ワクチンにならって 36 週間の休薬期間が設定されている。

また、本剤に含まれるアジュバント等については、食品安全委員会における食品健康影響評価（案）において、「ワクチンに含有されている軽質流動パラフィン、ソルビタンモノオレエート、ポリソルベート 80、ホルムアルデヒド、チメロサルはいずれもこれまでに動物用医薬品専門調査会において用法・用量、食品添加物やヒト用医薬品としての使用実績等を踏まえて評価されているが、今般のワクチンについてもその含有量等から、摂取による健康影響は無視できる範囲であると考えられる。」と評価案が公表されている。

3．ADI の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 16 年 10 月 1 日付厚生労働省発食安第 1001007 号により、

食品安全委員会あて意見を求めた鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)）に係る食品健康影響評価については、以下のとおり評価案が公表されている。

AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)は、いずれも鳥インフルエンザウイルスをホルムアルデヒドで不活化させたものを主剤としており、感染力を有するウイルスを含んでいない。また、製剤に使用されているアジュバント等の添加剤については、いずれも国内もしくは国外において医薬品や食品添加物としての使用実績があり、国際的な毒性評価も存在している。ワクチンの接種量を考慮すると、同様の組成を持つ既承認のワクチンと同様の管理が行われれば、含有成分の摂取による健康影響は実質的に無視できると考えられる。

これらのことから、鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン(AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI))については、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられる。

ただし、国家備蓄ワクチンの評価においても指摘された次の点については引き続き留意すべきであろう。

・ワクチンの接種は、感染そのものを防ぐことはできないほか、ワクチンによって鳥インフルエンザに抵抗力を獲得した鶏は、臨床症状を示さずウイルスを保有する可能性があることから、早期摘発が困難になるという家畜防疫上及び公衆衛生上の問題がある。したがって、鳥インフルエンザの防疫措置は早期の摘発及びとう汰を行うことが基本であり、ワクチンの使用は、早期摘発及びとう汰により根絶を図ることが困難となった場合に限定するとともに、その場合にも、国の家畜衛生当局の指導の下に、モニタリングの実施など十分な管理措置を講じた上で行うべきである。

4．残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。